News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成 27 年 9 月 29 日

証券監督者国際機構(IOSCO)より「『石油価格報告機関に関する原則』の実施状況に関する第 2 次報告書」が公表されました

平成 27 年 9 月 17 日、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関である証券監督者国際機構（IOSCO※1）が、石油価格報告機関による価格算定の信頼性向上を目的とした「石油価格報告機関※2 に関する原則」の実施状況について、昨年 9 月に引き続き評価を行い、その結果について第 2 次報告書を公表しました。

※1 IOSCO は、経済産業省、金融庁、農林水産省をはじめ、米国商品先物取引委員会(CFTC)、英国金融行為規制機構(FCA)等が加盟しています。

※2 価格報告機関とは、現物やデリバティブ市場における取引価格又は将来時点における価格の算定値を報告する情報プロバイダーや出版社です。

1. 背景

「石油価格報告機関に関する原則」は、平成 23 年 11 月の G20 カンヌ・サミット最終宣言等を受けて、IOSCO が翌年 10 月に石油価格報告機関による価格算定の信頼性に関して策定・公表したものです。IOSCO はその遵守状況の評価を行い、平成 26 年 9 月にその結果について報告書を公表しました。これに引き続き、IOSCO は遵守状況の進展の評価結果を取りまとめ、第 2 次報告書を公表しました。

2. 報告書概要

本原則遵守の取り組みについて、石油価格報告機関が経営政策と実務においてこれを実践していると概ね評価しています。IOSCO、IEA、IEF、OPEC は現時点では今後年次の実施状況報告が必要とは考えていませんが、石油価格報告機関の活動の監視を継続していくこととしています。

（本発表資料のお問い合わせ先）
商務流通保安グループ　商取引・消費経済政策課長　三浦
担当者：小川
電　話：03-3501-1511(内線　4211)
03-3501-6683（直通）